

令和 6 年度～令和 7 年度

津軽北部二期農業水利事業
車力制水門ゲート設備改修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 津軽土地改良建設事務所

第1章 総則

津軽北部二期農業水利事業「車力制水門ゲート設備改修工事」（以下、「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書(施)」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書(土)」という。）に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営津軽北部二期農業水利事業計画に基づき、車力制水門ゲート設備の改修を行うものである。

2. 工事場所

青森県つがる市富范町初瀬地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 電気設備

- | | |
|---------------------|-----|
| 1) ゲート用機側操作盤搭載型（更新） | 4 台 |
| 2) ゲート用機側操作盤自立盤（更新） | 3 面 |
| 3) ゲート用遠隔操作盤自立盤（更新） | 3 面 |

(2) ゲート設備

- | | |
|---------------|------|
| 1) 開閉装置（塗装換え） | 3 門分 |
|---------------|------|

(3) 管理設備

- | | |
|-----------------|-----|
| 1) 管理橋（接続ボルト交換） | 1 式 |
|-----------------|-----|

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のほか、第11章構造及び製作、第13章電気通信設備に示すとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、設計図書に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。
 - 1) 建築工事及び土木工事
 - 2) 仮締切工事及び水替工事
 - 3) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
 - 4) 責任分界点までの引込外線工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

河川内の工事は、非出水期間内（11月1日～3月31日）で実施しなければならない。

2. 部分使用

本工事は、工事引渡し前に工事請負契約書第34条に基づき、下表のとおりゲート設備及び電気設備の部分使用を行う。

期 間	ゲート・電気設備名称	部分使用理由
令和7年4月上旬から工期末まで	制水ゲート (No. 1) 制水ゲート (No. 2) 水位調整ゲート (No. 1) 右岸取水ゲート 上記の機側操作及び遠隔 操作設備	河川水位調整のため

3. 工事期間中の休業日

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等101日を見込んでいる。
なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇である。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－6により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている542日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－6と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1編第1章1－1－11に規定している現場技術員を配置する。氏名については別に通知する。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

本工事は、河川内での施工であり、山田川の半河締切り、工事用道路・河川侵入路の造成、及び雪寒仮囲いは、関連工事により施工する計画であることから、受注者は、次に示す関連工事の受注者と相互に協力・調整し施工しなければならない。

なお、河川内への進入路は12月中旬頃設置予定であるが、本工事の工期等に影響を及ぼす場合は監督職員と別途協議するものとする。

- (1) 車力制水門改修工事（仮称）

現場作業期間：令和6年9月～令和8年6月予定

2. 既設設備との受渡条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

- (1) 本ゲート設備の電気設備は、管理棟の既設配電盤から200V（三相3線、50Hz）、100V（単相2線、50Hz）を受電するものとする。
- (2) 管理棟の遠隔操作設備への信号等情報の受け渡し方法は次による。
 - 1) 操作項目は、有電圧連続a接点信号

- 2) 監視項目は、無電圧連続 a 接点信号
- 3) 電圧、電流、開度情報は、DC 4 ～20mA

3. 搬入路

現場への搬入路は、10t低床トレーラ及び55t吊ラフテレーンクレーンの進入が可能である。

4. 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障をきたさぬように受注者の責任において維持管理に努めなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

(3) 保安対策

交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状等により必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(4) 飛散防止対策

下地処理及び塗装塗替時には飛散防止対策を施さなければならない。なお、樹木・民家・施設等に影響を及ぼす場合には、その対応方法について監督職員と協議するものとする。

(5) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

5. 関係機関との調整

(1) 関係諸法令、諸規則の遵守

工事の実施にあたっては、共通仕様書（施）第1節1－1－44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

(2) 河川法に基づく協議

車力制水門は、河川区域内の施設であることから、河川管理者と調整を行っており、申請・届出により施工までに許可を得る予定である。

6. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）3－2－2一般事項1．施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

7. 河川内作業時における作業員の退避について

大雨や洪水等により急激な水位上昇の恐れがある場合は、作業員及び作業重機を河川区域外へ退避するものとする。また、退避計画については、下記に示すとおり。

ただし、早急な危険性がある場合は、受注者の判断により退避を行い、安全性を確保しなければならない。

(1) 施工時の洪水対応

1) 洪水時の対策

青森地方气象台より、洪水注意報が発令された場合は作業を中止する。また、洪水警報が発令された場合は、作業員及び重機を河川区域外に退避させる。

2) 水位上昇に伴う退避基準

①退避基準

施工中は、車力制水門地点の水位を観測し、下表に示す警戒水位で作業を一時停止し、観測水位の上昇に注意する。水位上昇が継続し、以下の退避水位に到達した場合には作業員を河川区域外に退避させる。

②退避水位・警戒水位

区分	車力制水門地点	備考
警戒水位	TP+0.90m	
退避水位	TP+1.20m	

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び承諾図の提出は工事の契約日から60日以内に提出するものとする。

なお、期限内に提出が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者の損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 除雪工

本工事では除雪を考慮していないが、除雪作業が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

3. クリーンルームの設置

受注者は、クリーンルーム等必要な機器を設置し、鉛等有害物を有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止を確保しなければならない。

4. 指定仮設

管理橋の施工に必要な、手摺り先行枠組み足場を設置するものとする。予定数量は別紙-1の工事数量表に示すとおりである。

第7章 工事用地等

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は別紙-7に示すとおりである。

第8章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において次の資料は貸与する。

- (1) 資 料 名 令和2年度 車力制水門実施設計業務 報告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 東北農政局津軽土地改良建設事務所 津軽北部二期農業水利事業建設所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容を発注者の許可なく他に閲覧・公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は受注者の負担とする。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 車力制水門ゲートの既設仕様項目

項 目	制水ゲート	水位調整ゲート
形 式	ステンレス鋼製シェル構造ローラゲート	ステンレス鋼製プレートガーダ構造ローラゲート
純 径 間	19.000m	4.500m
扉 高	2.800m	1.350m
ゲート敷高	EL -1.700m	EL -0.250m
門 数	3 門	2 門
設計水位（外水）	EL +0.950m	EL +0.950m
設計水位（内水）	EL -1.200m	EL -1.200m
操作水位（外水）	EL +0.000m	EL +0.000m
操作水位（内水）	EL +1.400m	EL +1.400m
堆 砂 高	考慮しない	考慮しない
水 密 方 式	両面3方ゴム水密	両面3方ゴム水密
開 閉 装 置	電動ワイヤロープウインチ式 (2M2D)	電動スピンドル（2本吊）
開 閉 速 度	0.3m/min	0.3m/min

揚 程	4.150m	3.300m
操 作 方 式	機側及び遠隔操作	機側及び遠隔操作

(2) 右岸取水ゲートの既設仕様項目

項 目	右岸取水ゲート
形 式	ステンレス鋼製プレートガーダ構造スライドゲート
純 径 間	1.100m
扉 高	1.000m
ゲート敷高	EL -1.700m
門 数	2門
設計水位（外水）	EL +1.700m
設計水位（内水）	EL -1.700m
操作水位（外水）	EL +1.700m
操作水位（内水）	EL -1.700m
堆 砂 高	考慮しない
水 密 方 式	後面4方ゴム水密
開 閉 装 置	電動スピンドル（1本吊）
開 閉 速 度	0.3m/min
揚 程	1.050m
操 作 方 式	機側及び遠隔操作

- (3) 前記(1)及び(2)は既設仕様であり、補修及び改修後も上記仕様を維持するよう努めるものとする。なお、補修及び改修により、著しく数値が下がることが予想される場合は、監督職員と協議するものとする。

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第12章「電気設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第12章「電気設備」によ

るものとする。

- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第 12 章「電気設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

第12章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

機側（操作室）及び遠隔（管理棟）における運転管理の内容は、別紙－2「管理項目表」のとおりとする。

なお、遠方（中央管理所：西津軽土地改良区）から受益地域全体の主要施設を集中管理して操作を行っている。本施設は、（孫局）であり、下車力排水機場（子局）を経て遠方（中央管理所：西津軽土地改良区）へ接続されているので、別紙－2「管理項目表」に基づき情報伝送を行うものとする。

信号等情報の受渡し方法は、次による。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 監視信号 | 無電圧連続 a 接点 (DC24V 30mA) |
| (2) アナログ計測信号 | DC4～20mA |
| (3) 制御信号 | 有電圧連続 a 接点 (DC24V 30mA) |

2. 運転操作

水門設備の運転操作内容は、別紙－3「運転操作要領」のとおりとする。

第13章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 電気設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 本工事に必要な予備品は、共通仕様書（施）第 4 章第 7 節によるものとする。
- (4) 本工事に必要な外注品は、J I S はその他関係する規格、基準に合格した機器を使用するものとする。
- (5) 電源・接地線・信号回路等の外部との接続部分には、SPD 等の確実な耐雷対策を行うものとする。
- (6) 回路構成等
- 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。
 - 2) 盤内照明は蛍光灯とし、ドアスイッチにより点滅するものとする。
 - 3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切をする。
- (7) 指示計及び表示灯
- 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモーター毎に対応させる。
 - 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
 - 3) 計器類及び表示灯は外部より見やすい位置に配置するものとする。
- (8) 設置場所
- 機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。

2. 設備概要

- (1) 本水門設備の電気設備は管理棟 200V（三相 3 線、50Hz）、100V（単相 2 線、50Hz）より受電するものとする。

3. 負荷設備等

- (1) ゲート用機側操作盤設備搭載型 (水位調整ゲート)
河川に設置する水位調整ゲートを機側から電動操作を行うための盤である。
- 1) 開閉装置搭載型 (コントロールユニット)
 - 2) 屋内
 - 3) 数量 2 台
 - 4) LTKD-05 SEB-1相当品
- (2) ゲート用機側操作盤設備搭載型 (右岸取水ゲート)
河川に設置する右岸取水ゲートを機側から電動操作を行うための盤である。
- 1) 開閉装置搭載型 (コントロールユニット)
 - 2) 屋外
 - 3) 数量 2 台
 - 4) LTKD-1B相当品
- (3) ゲート用機側操作盤設備自立盤 (制水ゲート)
河川に設置する制水ゲートを機側から電動操作を行うための盤である。
- 1) 機器仕様
 - ①構 造 屋内鋼板製閉鎖自立型
 - ②規 格 JEM1265 CX 形 (IP2X)
 - ③概略寸法 幅 700×高 2000×奥行 600mm 程度
 - ④数 量 3 面
 - ⑤定 格 定格電圧 220V
定格電流 60A
定格短絡時間電流 12.5 kA
 - ⑥盤面取付器具

名称銘板		1 式
操作小扉		1 枚
監視窓		1 個
非常停止釦		1 個
交流電圧計	0 ~ 300V	1 個
交流電流計	0 ~ 100A	2 個
開度指示計		2 個
開度差計		1 個
運転時間表示器		2 個
運転度数表示器		2 個
集合表示灯		30 個
 - ⑦小扉内取付器具

切替開閉器 (COS)		2 個
押釦開閉打 (PB)		6 個
 - ⑧盤内取付機器

切替開閉器 (COS)		1 個
操作開閉器 (CS)		1 個
避雷器 SPD (分離器付き) クラス II		2 組
零相変流器 (ZCT)		2 台
変圧器 (OT)	1 kVA 200/100V	1 台
配線用遮断器 (MCCB)	2 P 30AF	2 個
	3 P 60AF	1 個
	3 P 50AF	2 個
電磁接触器 (MC-F, R)	非可逆式	2 個
(MC)	可逆式	2 個
双投型電磁接触機器 (MCP)		1 個

サーキットプロテクター (CBE)	6 個
進相コンデンサ (C) 75 μ F	2 個
計器用変流器 (CT) 20/5A	2 台
3 E リレー	2 個
補助継電器	1 式
限時継電器	1 式
漏電継電器	1 式
リレー回路	1 式
開度回路 シンクロ発信器、信号用避雷器、 開度受信器、開度差受信器	1 式
盤内照明灯及びドアスイッチ (1 扉当り)	1 式
スペースヒータ及び温度スイッチ	1 組
保守用コンセント	1 個
その他必要品	1 式

(4) ゲート用遠隔操作盤設備自立盤 (制水ゲート)

河川に設置する制水ゲートを管理所から遠隔操作を行うための盤である。

1) 機器仕様

- ①構 造 屋内鋼板製閉鎖自立型
- ②規 格 JEM1265 CX 形 (IP2X)
- ③概略寸法 幅 1600×高 2000×奥行 560mm 程度
- ④数 量 1 面 (3 門用)
- ⑤定 格 定格電圧 220V
定格電流 40A
定格短絡時間電流 12.5 kA

⑥盤面取付器具

名称銘板	1 式
操作小扉	1 枚
水位指示計 (WL) -0.10～2.00m	2 個
設定水位表示器 (VWL) デジタル 5 桁	2 個
設定水位設定器 (SWL) デジタル 5 桁	2 個
押釦開閉器 設定書込	2 個
記録計 (PHC) 液晶表示	1 個
交流電圧計 0～300V	3 個
交流電流計 0～50A	3 個
開度指示計	3 個
集合表示灯	100 個
非常停止釦	1 個

⑦小扉内取付器具

切替開閉器 (COS)	2 個
押釦開閉打 (PB)	12 個

⑧盤内取付機器

零相変流器 (ZCT)	1 台
変圧器 (OT) 1 kVA 200/100V	1 台
配線用遮断器 (MCCB) 2 P 30AF	3 個
双投型電磁接触機器 (MCP)	1 個
サーキットプロテクター (CBE)	6 個
計器用変流器 (CT) 20/5A	2 台
3 E リレー	1 個

補助継電器	1 式
限時継電器	1 式
漏電継電器	1 式
リレー回路	1 式
P L C 回路	1 式
開度回路 開度受信器、信号用避雷器、 S/I 変換器	1 式
水位計回路 水位受信器、信号用避雷器、 S/I 変換器	1 式
盤内照明灯及びドアスイッチ（1 扉当り）	1 式
スペースヒータ及び温度スイッチ	2 組
保守用コンセント	1 個
その他必要品	1 式

（5）ゲート用遠隔操作盤設備自立盤（水位調整ゲート）

河川に設置する水位調整水ゲートを管理所から遠隔操作を行うための盤である。

1）機器仕様

- ①構 造 屋内鋼板製閉鎖自立型
- ②規 格 JEM1265 CX 形（IP2X）
- ③概略寸法 幅 900×高 2000×奥行 600mm 程度
- ④数 量 1 面（2 門用）
- ⑤定 格 定格電圧 220V
定格電流 60A
定格短絡時間電流 12.5 k A

⑥盤面取付器具

名称銘板	1 式
操作小扉	1 枚
交流電圧計 0～300V	1 個
交流電流計 0～100A	2 個
開度指示計	2 個
運転時間表示器	2 個
運転度数表示器	2 個
集合表示灯	38 個
非常停止釦	1 個

⑦小扉内取付器具

切替開閉器（COS）	2 個
押釦開閉打（PB）	9 個

⑧盤内取付機器

零相変流器（ZCT）	2 台
変圧器（OT） 1 kVA 200/100V	1 台
配線用遮断器（MCCB） 3 P 50AF	3 個
2 P 30AF	2 個
電磁接触器（MC-F, R） 非可逆式	2 個
（MC） 可逆式	2 個
双投型電磁接触機器（MCP）	1 個
サーキットプロテクター（CBE）	7 個
進相コンデンサ（C） 50 μ F	2 個
計器用変流器（CT） 20/5A	2 台
3 E リレー	2 個

補助継電器	1 式
限時継電器	1 式
漏電継電器	1 式
リレー回路	1 式
PLC 回路	1 式
開度回路 シンクロ発信器、開度受信器	
信号用避雷器、S/I 変換器	1 式
盤内照明灯及びドアスイッチ（1 扉当り）	1 式
スペースヒータ及び温度スイッチ	1 組
保守用コンセント	1 個
その他必要品	1 式

(6) ゲート用遠隔操作盤設備自立盤（右岸取水ゲート）

河川に設置する右岸取水ゲートを管理所から遠隔操作を行うための盤である。

1) 機器仕様

- ①構 造 屋内鋼板製閉鎖自立型
- ②規 格 JEM1265 CX 形 (IP2X)
- ③概略寸法 幅 900×高 2000×奥行 600mm 程度
- ④数 量 1 面（2 門用）
- ⑤定 格 定格電圧 220V
定格電流 200A
定格短絡時間電流 12.5 kA

⑥盤面取付器具

名称銘板	1 式
操作小扉	1 枚
交流電圧計 0～300V	1 個
交流電流計 0～100A	2 個
開度指示計	2 個
流量指示計	1 個
運転時間表示器	2 個
運転度数表示器	2 個
集合表示灯	38 個
非常停止釦	1 個

⑦小扉内取付器具

切替開閉器 (COS)	1 個
押釦開閉打 (PB)	9 個

⑧盤内取付機器

零相変流器 (ZCT)	2 台
変圧器 (OT) 1 kVA 200/100V	1 台
配線用遮断器 (MCCB) 3 P 50AF	3 個
2 P 30AF	2 個
電磁接触器 (MC-F, R) 非可逆式	2 個
(MC) 可逆式	2 個
双投型電磁接触機器 (MCP)	1 個
サーキットプロテクター (CBE)	6 個
進相コンデンサ (C) 40 μ F	2 個
計器用変流器 (CT) 20/5A	2 台
3 E リレー	2 個
補助継電器	1 式

限時継電器	1 式	
漏電継電器	1 式	
リレー回路	1 式	
流量計回路	流量指示計、アイソレータ	
	流量計本体	1 式
開度計回路	シンクロ発信器、開度受信器	1 式
盤内照明灯及びドアスイッチ（1 扉当り）	1 式	
スペースヒータ及び温度スイッチ	2 組	
保守用コンセント	1 個	
その他必要品	1 式	

第14章 塗装

1. 一般事項

- (1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は青系とする。なお、電気盤の塗装色はマンセル 5Y7/1 とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等の補修塗装を行い仕上げるものとする。
- (3) 塗装色については色見本提出のうえ、監督職員の承諾を得るものとする。

2. 施工方法

- (1) ケレン作業に当たっては、有害物質からの作業員の保護や周囲への飛散防止対策を講ずるものとする。作業内容については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、層ごとに色分けを行い施工するものとする。
- (3) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

3. 塗装仕様

塗装仕様は次のとおりとする。

(1) 開閉装置

施工場所	工 程	塗料等	参考膜厚	塗色
現場	素地調整	剥離剤（2 種ケレン相当）	—	青系
	プライマー	長曝形エッチングプライマー	(15 μ m)	
	第 1 層（下塗）	鉛・クロームフリー錆止め塗料	35 μ m	
	第 2 層（下塗）	鉛・クロームフリー錆止め塗料	35 μ m	
	第 3 層（中塗）	環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料 中塗り	30 μ m	
	第 4 層（上塗）	環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料 上塗り	25 μ m	
合計			125 μ m	

4. 素地調整

- (1) 旧塗膜の除去にあたって、塗膜剥離剤を使用する場合は、「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）」に基づき施工するものとする。
- (2) 素地調整前に予め清掃等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 塗膜剥離の方法は、以下の通り行うものとするが、試験施工の結果により変更する必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
 - 1) 作業は、剥離剤塗布、養生、塗膜剥離、剥離塗膜の集積・現場内運搬、仕上げ素地調整を行う。
 - 2) 塗膜剥離は、1 回行うものとする。
 - 3) 1 回あたりの剥離剤塗布量は、1.0kg/m²とする。
 - 4) 1 回あたりの養生時間は24時間とする。
 - 5) 素地調整は、2 種ケレン相当となるように仕上げるものとする。
 - 6) 事前に試験施工計画書を監督職員に提出し承諾を得るものとする。また、試験施工の結果は速やかに監督職員に報告するものとする。

5. その他

素地調整時に発生する旧塗膜カス等については、産業廃棄物として処分するものとする。
また、現場塗装及び素地調整にかかる数量は、概略数量を計上しているため施工実績により精査するものとする。鉛を含む汚泥処理にあたり、土壌試験費が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。

第 15 章 撤 去

1. 既設設備撤去

既設設備の撤去に当たっては、既設構造物への影響を及ぼさないよう施工にあたるものとする。

なお、撤去にあたり構造物等において亀裂、損傷等を発見した場合は監督職員に報告し、指示を仰ぐものとする。

2. 現場発生材の集積等

- (1) 鉄屑、ステンレス屑、銅線等の現場発生材は、別途売払いする計画であることから、発生した重量を計測し、以下に示す場所に集積する。その都度、搬入が終わった段階で、共通仕様書（施）第 1 節 1－1－22 に基づき、速やかに監督職員に発生材報告書を提出するものとする。

〔集積場所〕 若宮機場敷地内（青森県北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮地内）

- (2) 現場発生材は、若宮機場敷地内に整然と集積するものとするが、受入能力が不足した場合や、工事内において売払い処理を行う場合は、監督職員と協議しなければならない。
- (3) 撤去材のうち、電線類は、若宮機場建屋内の監督職員が指示する場所に集積すること。

第16章 据 付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。なお、その費用については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第 3 章第 7 節から第 13 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は別途監督職員が指示する基準点を使用するものとする。

3. 輸送

据付を行う設備及び機器等を、現場一時仮置きする場合は、監督職員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。

4. 電気設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配置する。
- (2) 配線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。
また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (3) 電線等を地中に埋設する場合は、その位置が明確になるようにし、地上部は鋼製電線管を原則とする。
- (4) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。
なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。
また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示すAクラス以上とする。
- (5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。
なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

5. 車力制水門ゲート設備

開閉装置は、操作室内で塗装塗替えするものとする。
ワイヤーロープは、グリースの塗布を行うものとする。

6. 管理橋

管理橋の接続部の高力ボルトは更新する。
添接板は既設利用するが、状況を確認し整備等が必要な場合は報告し、監督職員と協議を行うものとする。
高力ボルトの更新方法は、既設ボルト1本ずつ撤去し更新するものとする。
作業は、仮設足場を利用し更新するものとし、転落防止等に十分な注意を行うものとする。

7. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。

材 料 名	提 出 物
ゲート用機側操作盤	試験成績書等
ゲート用遠隔操作盤	試験成績書等
高力ボルト	カタログ、試験成績書等

8. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材	処 理	住 所	受入れ	事業区分
------	-----	-----	-----	------

廃棄物	施設名		時間	
汚泥（開閉装置塗装剥離）	青森産業廃棄物処理事業（協）	青森市大字鶴ヶ坂字田川 71-202	8:00～ 17:00	最終処理

9. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工種ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

第17章 試験及び検査

1. 中間技術検査

- (1) 発注者から、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形系図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から補修を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は補修に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 既成部分検査

受注者は、既成部分検査により確認した出来形部分の引き渡しは行わないものとするが、維持管理に支障がない様にする。なお、引き渡しまでは善良な管理を行うものとする。

第18章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子

的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 通編 第２章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取り扱い

- １）受注者は、（１）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す、黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL

(<https://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

４．工事現場等における遠隔確認について

- （１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- （２）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- （３）農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。
- （４）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第19章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

（１）設計諸元等条件変更に係るもの

- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- (6) 公共事業関係調査等を監督職員が指示した場合
- (7) 交通誘導警備員の配置が必要となった場合
- (8) 除雪工が必要となった場合
- (9) 塗装（素地調整含む）の内容及び施工数量の変更が生じた場合
- (10) 既設利用している部品等に劣化が確認され、更新する必要が生じた場合
- (11) 塗膜くずの処分、集積・小運搬等について疑義が生じた場合
- (12) 既設照明設備等の劣化が確認され、更新する必要が生じた場合
- (13) 社会情勢等により資材の納品の遅れや工程計画を見直す必要が生じた場合
- (14) その他本仕様書に定めのないもの

第20章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-26及び第1章1-1-28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

更に、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原

則として閉庁日を除く。

5. 契約後VE提案

(1) 定 義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

- 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事

請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6）のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務（業）所長、（次長）、（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（4）建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）及び（3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（5）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

8. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、(2)で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した別紙－4「実施計画書（様式1）」を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、別紙－5「変更実施計画書（様式2）」及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から別紙－4「実施計画書（様式1）」に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から別紙－4「実施計画書（様式1）」に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

9. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止

等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

10. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式(洋風)便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ス 擬音装置(機能を含む)
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】

ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～サの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/施工箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

11. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

12. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡

記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。

- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

①補正係数

	4週8休以上
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

13. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ②現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の

確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

☐ 休日の確保を行った。

☐ その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐ その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

- ③現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長

☐ その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
- ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定したうえで補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。
- 補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数※
- ※ 補正係数：1.2

15. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第21章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は、本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じ

て監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				「概」と表示しているものは概数数量発注による数量
1. 機器設備工				
(1) 機器設備工				
その他設備工（製作）（機器単体費）		式	1.000	
ゲート用機側操作盤（水位調整ゲート）	開閉器搭載型、屋内、スポット式、1門用	個	2.000	
ゲート用機側操作盤（右岸取水ゲート）	開閉器搭載型、屋外、スポット式、1門用	個	2.000	
ゲート用機側操作盤（制水ゲート）	屋内、ワイヤーロープ式（2M2D）、1門用	面	3.000	
ゲート用遠隔操作盤（制水ゲート）	屋内、ワイヤーロープ式（2M2D）、3門用	面	1.000	
ゲート用遠隔操作盤（水位調整ゲート）	屋内、スポット式、2門用	面	1.000	
ゲート用遠隔操作盤（右岸取水ゲート）	屋内、スポット式、2門用	面	1.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1) 運搬工				
運搬工	（撤去）有価物の運搬	式	1.000	
(2) 運搬工				
運搬工	（設置）電気通信設備	式	1.000	
2. 据付工				
(1) 電気設備				
電気盤類（撤去）		式	1.000	
ゲート用機側操作盤（水位調整ゲート）	搭載型, その他, その他, 有	面	2.000	
ゲート用機側操作盤（右岸取水ゲート）	搭載型, その他, その他, 無	面	1.000	
ゲート用機側操作盤（右岸取水ゲート）	搭載型, その他, その他, 有	面	1.000	
ゲート用機側操作盤（制水ゲート）	自立型, その他, その他, 無	面	3.000	
ゲート用遠隔操作盤（制水ゲート）	自立型, その他, その他, 無	面	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ゲート用遠隔操作盤据付工（調整、右岸取水）	自立型, その他, その他, 有	面	2.000	
電気盤類（設置）		式	1.000	
ゲート用機側操作盤（水位調整ゲート）	搭載型, 機側操作盤, ポスト形, 壁掛形, 有	面	2.000	
ゲート用機側操作盤（右岸取水ゲート）	搭載型, 機側操作盤, ポスト形, 壁掛形, 無	面	1.000	
ゲート用機側操作盤（右岸取水ゲート）	搭載型, 機側操作盤, ポスト形, 壁掛形, 有	面	1.000	
ゲート用機側操作盤（制水ゲート）	自立型, 低圧配電盤, 電動機盤, 無	面	3.000	
ゲート用遠隔操作盤（制水ゲート）	自立型, 低圧配電盤, 電動機盤, 無	面	1.000	
ゲート用遠隔操作盤据付工（調整、右岸取水）	自立型, 低圧配電盤, 電動機盤, 有	面	2.000	
配線（撤去）	制水ゲート、水位調整ゲート、右岸取水ゲート	式	1.000	
配線（設置）	制水ゲート、水位調整ゲート、右岸取水ゲート	式	1.000	
配管（撤去）	制水ゲート、水位調整ゲート、右岸取水ゲート	式	1.000	
配管（設置）	制水ゲート、水位調整ゲート、右岸取水ゲート	式	1.000	
配線（設置）	管理棟	式	1.000	
直接経費		式	1.000	
3. ゲート設備工				
(1)ゲート設備工				
素地調整、2種ケレン	開閉装置塗装	m ²	36.000	「概」
ゲート塗装工	開閉装置	式	1.000	
塗装費(水門設備)現場接合部	フル酸樹脂系, 青緑系, 開放部	m ²	36.000	「概」
4. 管理橋				
(1)管理橋				
高力ボルト交替		式	1.000	
高力ボルト	, , S10T, TC-M20*85	組	260.000	「概」
高力ボルト	, , S10T, TC-M20*60	組	270.000	「概」

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接経費		式	1.000	
5. 仮設工				
(1) 指定仮設工				
足場工		式	1.000	
足場工	あり, 手摺先行型枠組, なし	掛㎡	77.900	
直接経費	クリーンルーム	門	3.000	
6. 産業廃棄物処理工				
(1) 産業廃棄物処理工				
運搬工	(撤去) 産業廃棄物	式	1.000	
産業廃棄物処分費(施設機械)		式	1.0	
産業廃棄物処理費	汚泥、塗装くず	kg	60.060	「概」
安全費				
1. 安全衛生費				
(1) 安全衛生費				
安全衛生費	塗膜剥離用の保護具	㎡	36.000	「概」

[illegible]

別紙－３ 運転操作要領【車力制水門ゲート設備】

１．運転監視操作の概要

（１）運転監視操作

本ゲート設備は、頭首工管理棟の操作室内の遠隔監視操作盤から、自動操作、単独操作及び頭首工操作室の機側操作盤からの単独操作とする。

なお、中央管理所（西津軽土地改良区）から受益地区全体の主要施設を集中して遠方監視操作をしている。

（２）運転監視操作の優先順位

運転監視操作の優先順位は、単独操作、自動操作の順とする。

２．運転監視操作の内容

（１）単独操作

機側操作は、各々のゲートについて運転操作員がその動作を確認しながら運転する方式である。

（２）自動操作

自動操作は、河川水位を計画水位（※１）に保つように堰柱に設置した水位計の計測値を受けて河川水位に応じて、取水ゲート、水位調整ゲート及び制水ゲートを自動的に開閉制御する方式である。

３．各ゲートの動作

（１）取水ゲート

- １）平常時は、河川水位が計画取水位（※１）に保たれているので、期別の取水量以下となるように開度を自動で制御する。
- ２）洪水時は、運転操作員により遠隔盤又は機側操作盤からの単独操作で全閉とする。

（２）水位調整ゲート

- １）平常時は、河川水位を計画取水位（※１）となるようにゲートの開閉が自動に行われる。
- ２）洪水時は、洪水水位（※２）で全開とする。

（３）制水ゲート

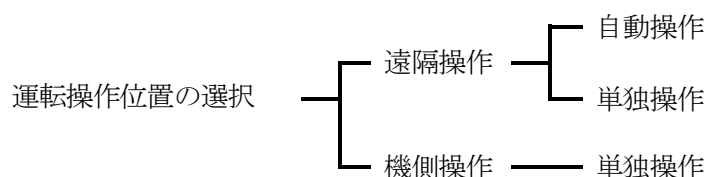
- １）平常時は、河川水位が計画取水位（※１）に保たれているので、全閉とする。
- ２）洪水時は、水位調整ゲートが全開となっても、なお河川水位が洪水水位（※２）以上となる場合は、２号制水ゲートのステップ制御を自動的に行い設定した数値で停止する。以降は１号制水ゲート、３号制水ゲートの順番でステップ制御を自動で行う。
洪水時の越流水位が、0.30m（EL 1.40m）を超える場合は、自動的に全開とする。

※１ 計画取水位：EL－0.10m～EL 0.45m

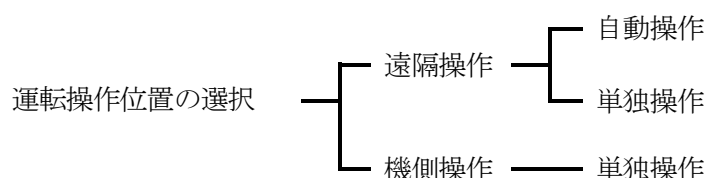
※２ 洪水水位：EL 1.10m

4. 操作場所と運転監視操作

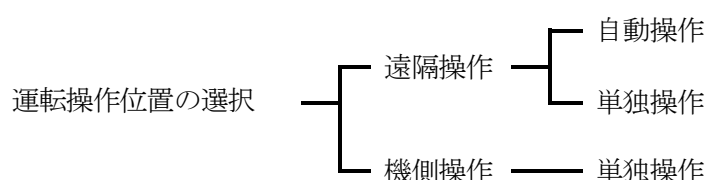
(1) 取水ゲート操作（右岸）



(2) 水位調整ゲート操作（左岸1号、右岸2号）



(3) 制水ゲート操作（左岸から1号、2号、3号）



5. 保護警報

異常状態を機側操作盤及び遠隔操作設備に表示すると共に、警報を発するものとする。

(1) 保護項目

○：有 ×：無

保護項目	遠方監視設備	遠隔操作設備	機側操作盤
非常停止	○ 警報一括	○	○
シーケンサ異常		○	○
過トルク		○	○
3E 動作		○	○
接点溶着		○	○
MCCB トリップ		○	○
漏電		○	○
ロープ弛み		○	○
非常上限		○	○
傾斜異常		○	○
ロープ過負荷		○	○
流量計故障		○	○

6. 水位、流量の計測

(1) 河川水位

河川水位は制水門脚柱に設置した圧力水位計により計測した信号を受け、機側操作盤及び遠隔監視操作盤に水位を表示するものとする。

(2) 取水

取水口下流側水路に設置した超音波式水位計及び流速計により計測した信号を、遠隔監視操作盤で演算し取水量を表示するものとする。

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代わ りに貸しビル、マンション、民家 等を長期借上げする場合に要 する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送(水上輸 送を含む)をするために要する 費用(運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む)	
	小 計			
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食 事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

別紙－５

様式２

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

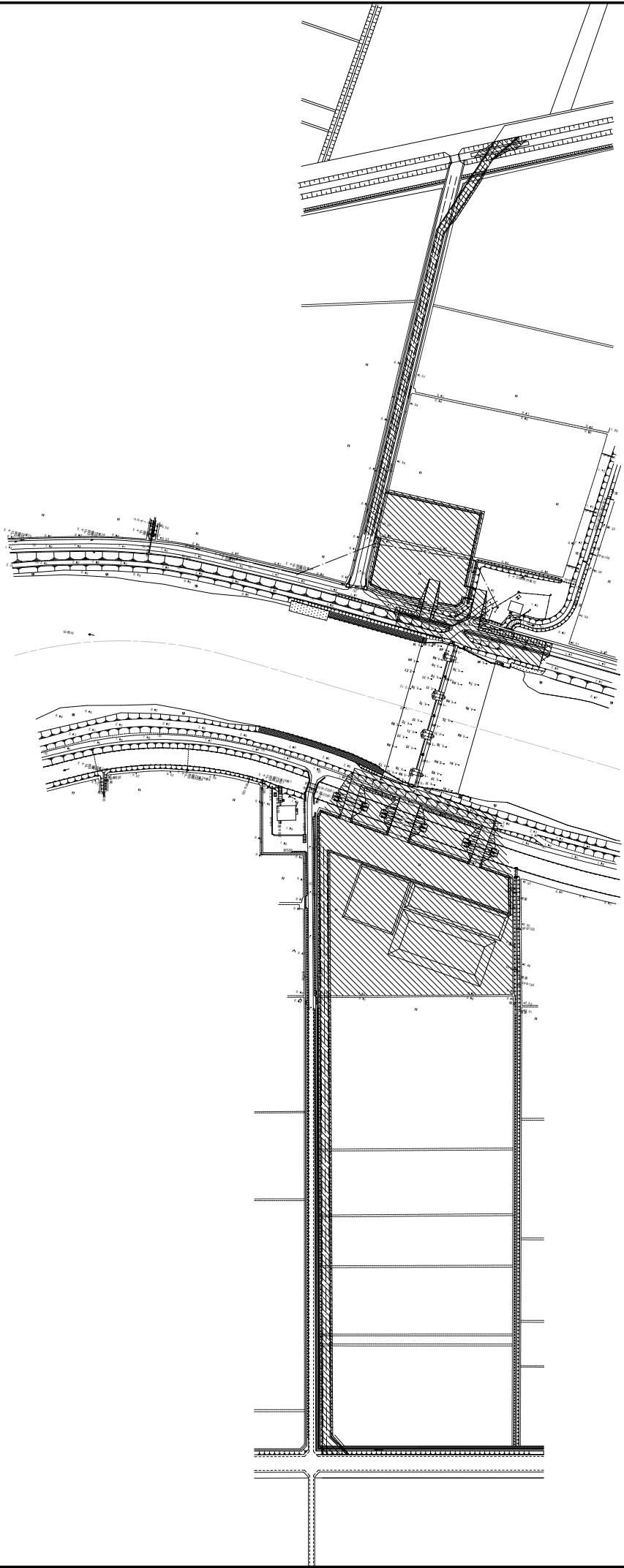
工事名	
工事場所	
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

凡例

記号	名称
	工事用地



工事用地図

平面図
0001/1-S



工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10 年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

令和6年度～令和7年度

津軽北部二期農業水利事業 車力制水門ゲート設備改修工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	全体平面図	1	
3	ゲート設備全体配置図	1	
4	制水ゲート一般図	1	
5	制水ゲート管理橋組立図	1	
6	水位調整ゲート一般図	1	
7	水位調整ゲート開閉装置組立図	1	
8	右岸取水ゲート一般図	1	
9	右岸取水ゲート開閉装置組立図	1	
10	全体配線配管図	1	
11	制水ゲート配線配管系統図（1／2）	1	
12	制水ゲート配線配管系統図（2／2）	1	
13	制水ゲート配線配管図（1／2）	1	
14	制水ゲート配線配管図（2／2）	1	
15	制水ゲート機側操作盤図	1	
16	制水ゲート機側操作盤単線結線図	1	
17	水位調整ゲート配線配管系統図	1	
18	水位調整ゲート配線配管図	1	
19	右岸取水ゲート配線配管系統図	1	
20	右岸取水ゲート配線配管図	1	
21	管理棟配線配管系統図	1	
22	管理棟配線配管図	1	
23	制水ゲート遠隔操作盤図	1	
24	制水ゲート遠隔操作盤単線結線図	1	
25	水位調整ゲート遠隔操作盤図	1	
26	水位調整ゲート遠隔操作盤単線結線図	1	
27	右岸取水ゲート遠隔操作盤図	1	
28	右岸取水ゲート遠隔操作盤単線結線図	1	
29	制水ゲート撤去配線配管系統図（1／2）	1	
30	制水ゲート撤去配線配管系統図（2／2）	1	
31	水位調整ゲート撤去配線配管系統図	1	
32	右岸取水ゲート撤去配線配管系統図	1	
33	管理棟撤去配線配管系統図	1	
34	指定仮設図（枠組み足場）	1	
計		34	